

## 米価下落等に係る減収農家への無利子融資の概要

県が利子補給する制度融資（農業近代化資金）を活用し、JAグループが農業者負担分を利子補給することにより、実質無利子で融資を実施

- ・ 対 象 者：米価下落等の影響を受けた認定農業者、集落営農組織
- ・ 資 金 使 途：運転資金
- ・ 融 資 機 関：農業協同組合
- ・ 貸付限度額：個人500万円 集落営農組織1,000万円
- ・ 融 資 枠：2億円
- ・ 償 還 期 限：5年以内（据置期間なし）
- ・ 取 扱 期 限：平成27年3月31日
- ・ 利子補給割合：

貸付対象者	基準金利 ①	既存 利子補給		新規 利子補給	農業者の 利子負担 ①－(②+③+④)
		県 ②	国 ③	JAグループ ④	
認定農業者 (個人・法人)	2.05%	1.25%	0.45%	0.35%	無利子
集落営農組織 (任意)	2.05%	1.25%	－	0.8%	無利子

※基準金利は農林水産省が毎月見直し都道府県に通知